

## 身延ジュニアソフトテニスクラブ規約

(名称)

第1条 本クラブは身延ジュニアソフトテニスクラブ(以下「クラブ」という。)と称する。

本条はクラブの名称を定めたものである。「ジュニアソフトテニスクラブ」については、「スポーツ少年団」と称している団もあるが、山梨県第 4 ブロック内は全てジュニアと称していることからこれに倣ったものである。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、代表者の自宅に置く。

(略)

(目的)

第3条 本クラブは、日本スポーツ少年団の目的に従い、ソフトテニスを通じ青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

本条は設置目的を定めたものである。スポーツ少年団の目的は、子ども達の心身の健全育成に寄与することが第一目的であり、スポーツの技術の向上や試合に勝利することは目的達成のための手段にすぎないことを忘れてはならない。

幼少期に異年齢集団で遊ぶことは、心身の健全育成に大きな役割を果たしていることを私達は経験的に体験している。しかし、現在の子供達は核家族化と少子化及び凶悪事件の発生等により、その遊びは限定的となっており、外で遊ぶ子ども達の姿を見ることは殆どない。

このような中において、本町の各スポーツ少年団は子ども達が健やかに育つ場として、長年献身的に取り組んでおり、子ども達の人間力、運動能力の向上に大きく貢献している。また、その活動をとおして、関係者は世代を超え豊かな人間関係を構築している。

私達身延体協ソフトテニス部は、この数年、中学ソフトテニス部の技術向上を目指し、指導してきたが、前記のような子ども達の状況を踏まえるなかで、今後はさらに考えを一步進め、その指導を小学生まで広めるため、スポ少を結成し子どもの健全育成に寄与していくこととする。

なお、本クラブは体協ソフトテニス部や中学校ソフトテニス部とは別団体であるが、相互に理解と協力を得られるよう関係を保っていくこととする。

(活動及び方針)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- (1) ソフトテニスの基礎技術の習得
- (2) 体力向上活動
- (3) レクリエーション活動
- (4) 文化学習活動
- (5) 他団体との交歓交流活動

- (6) 奉仕活動
- (7) その他本クラブの目的達成に必要な活動

2 前項の活動を行うにあたっては、時間を守り、挨拶、礼儀、責任感を養い、チームメイト、指導者、保護者との交流により、豊かな人間関係を育てられるよう活動することを方針とする。

第1項は第3条の目的を達成するための具体的活動内容を定めたものである。ソフトテニスの活動のほか各種の事業を実施し、子ども達の成長を願うものである。

第2項は子ども達が団体活動を行ううえで身につけてほしいことを方針として示したものである。指導者は常に心掛けておかななくてはならない。

#### (クラブ員)

第5条 本クラブは、次の者をもって構成する。

- (1) 身延町内及び近隣の小学生(以下「ジュニア」という。)。但しクラブ役員会の協議により例外を認める。
- (2) 代表、副代表、監督、ヘッドコーチ及びコーチ(以下「指導者」という。)

第1号の但し書きは、保育園児を想定しているものである。指導者に余裕があれば受入を可能とするものである。

#### (加入申込、承諾事項、有効期間及び除名)

第6条 ジュニア及び指導者(以下「クラブ員」という。)の本クラブへの加入申込は様式第1号により行う。

2 加入にあたっては、次の各号を承諾すること。

- (1) 第3条の目的を理解すること。
- (2) 活動中の事故等については、故意、重過失がある場合以外は一切責任を負わないこと。
- (3) 指導者はボランティアとし、クラブ、クラブ保護者会(以下「保護者会」という。)、ジュニアの保護者及びその関係者からいかなる金品(山梨県ソフトテニス連盟小学部等の会議への旅費を除く)も受け取ってはならない。また、指導者はクラブ費を負担するとともに、保護者会に協力すること。

3 加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は第1項の定めるところによる。

4 クラブ員及びジュニアの保護者が、クラブの運営に悪影響を与える場合は、クラブ役員会の協議により除名することとし、ジュニアあるいはその保護者の一方が除名された場合は、その除名は両者に及ぶものとする。

本条第1項は加入申込は書面によること。第2項では加入にあたっての承諾事項を規定している。第2号では事故による責任を求めないこと。スポ少は教育行政機関ではなく、ボランティアのアマチュア団体であることを認識したうえで申し込むこと。第3号では、指導者は誠意をもって指導にあたることを求めている。山梨県ソフトテニス連盟小学部等とは、小学部、県連及び第4ブロックなどの町外

の会議を指し、町内の会議は除く。第4項は強制退部である。悪影響とは、その言動等のために本人やジュニアへの指導が困難になる場合、保護者間の関係が悪化する場合などクラブの運営に大きな支障をきたす場合を想定している。またクラブ費を加入月内に納入しない場合もこれにあたる。除名には指導者も含まれる。

(団等の登録等)

第7条 本クラブは第6条に定めるところにより加入登録を行ったクラブ員を、日本スポーツ少年団に登録する。

- 2 クラブ員を財団法人スポーツ安全協会の保険に登録する。
- 3 本クラブを身延町体育協会に登録し、指導者の代表を身延町スポーツ少年団指導者連絡協議会に登録する。
- 4 本クラブを日本ソフトテニス連盟(以下「日連」という。)、及び山梨県ソフトテニス連盟(以下「県連」という。)に登録する。但し、クラブ運営上適当とする場合は登録としないことができる。

本条はクラブが登録する団体である。関係団体と連携するため登録するものである。4項の但し書き規定の適当の場合とは、県大会への参加を見送る場合などである。

(役員、相談役)

第8条 本クラブに次の役員を置く。また、その職務は概ね次のとおりとする。

- (1) 代表 1名 本クラブを代表し総理するとともに、ソフトテニス以外の活動及び指導者を指導監督する。
  - (2) 副代表 1名 代表を補佐し代表に事故ある時はその職務を代行する。
  - (3) 保護者会長 1名 本クラブの庶務を役員と連携して行う。
  - (4) 保護者会副会長 1名 会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
  - (5) 会計 1名 本クラブの会計を処理する。
  - (6) 監督 1名 ソフトテニスの活動を指導監督する。
  - (7) ヘッドコーチ 1名 監督を補佐し、監督に事故ある時はその職務を代行する。
- 2 本クラブにクラブの諮問に応じるため相談役を置くことができる。相談役は第3条の目的を理解する本クラブ以外の者とし、クラブ役員会で選出する。

本条は役員、相談役を規定している。

第1項は役員を規定している。代表はクラブの設置者で最高責任者である。ソフトテニスの技術指導は監督に一任するが、他の活動を主導するとともに他の指導者を指導監督する。保護者会長はクラブの庶務を他の役員と連携し行う。保護者会役員は毎年入れ替わることが想定されるので、庶務の内容は代表、監督の補助的業務になると想定される。監督はソフトテニスの技術指導を行うが、スポ少は子どもの健全育成が目的であること常に心がけておく必要がある。尚、人員不足も想定されるので兼務を認めることとする。

第2項は相談役を規定している。相談役は、指導者、保護者の立場から離れ、子どもの健全育成について客観的に判断できる者に助言を求めするために設置することができる。

(役員を選出)

第9条 前条の役員を選出は次による。

- (1) 代表、副代表は、日本スポーツ少年団の指導者の資格(以下「スポ少指導者資格」という。)を有し、第3条の目的を理解する者をクラブ役員会で選考し、本クラブの総会で決定する。
- (2) 保護者会長、保護者会副会長は、保護者会のその職をもって充てる。
- (3) 会計は本クラブの総会で決定する。
- (4) 監督及びヘッドコーチは、スポ少指導者資格を有し、かつ第3条の目的を理解し、第11条の資格等を有する者をクラブ役員会で選考し、本クラブの総会で決定する。

(略)

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

(略)

(監督、ヘッドコーチ及びコーチの資格等)

第11条 監督及びヘッドコーチは、日連の技術等級及び審判等級を有し、県連等が主催する指導者研修会(コーチングクリニック)及び競技会に参加、出場する者。

2 第12条第2項第1号のコーチは次に掲げる者とする。

- (1) 学校教職員として、ソフトテニス部の指導経験を5年以上有する者。
- (2) 中学校または高等等学校在学中にソフトテニス部に所属した者。

本条は第1項において、ソフトテニス指導者の資格要件を規定したものである。ソフトテニスの技術は進歩し、様々な指導方法が示されている。指導者は常に研究し、また自ら競技会に参加し、技術の研修をするとともに、実戦的感覚を保っておかなくては指導をすることができないため規定したものである。県連等とは、県連、県連第4ブロック、峡南ブロック、南巨摩地区等をいう。

第2項はコーチの資格要件である。第1号の学校教職員は、中学生のソフトテニス指導経験が5年間あれば、スポ少においてもその経験、特に生徒の掌握力が活用できると見込まれるので規定したものである。

(コーチ及び臨時コーチ)

第12条 本クラブに監督及びヘッドコーチを補佐するためにコーチを置くことができる。

2 コーチの職種は次のとおりとし、次の職務を行う。

- (1) ソフトテニスの技術指導コーチ(以下「第1号コーチ」という。)は、ソフトテニスの基礎技術の指導を補佐する。
- (2) 体カトレーニングコーチ(以下「第2号コーチ」という。)は、体力向上のための指導を補佐する。
- (3) 保健コーチ(以下「第3号コーチ」という。)は、保健衛生の指導を補佐する。
- (4) 活動コーチ(以下「第4号コーチ」という。)は、第4条第3項、第4項、第6項及び第7項の指導を補佐する。

3 コーチのクラブへの加入はクラブ役員会の承認を得なければならない。

4 各コーチは次のなかから選考するものとする。

- (1) 第1号コーチは、第11条の資格等を有する者
- (2) 第2号、第3号及び第4号コーチは、その知識経験を有する者

5 本クラブに第4項に準ずる者をクラブ役員会の承認により臨時コーチとして招聘することができる。

本条はコーチ等の職務を示している。第2号コーチは子ども達の運動能力を高めるトレーニング(コーディネーション運動)をするために置くものである。第3号コーチは健康な体になるよう指導すること、練習中の怪我の手当て方法など保健衛生の指導をするために置くものである。第4号コーチはソフトテニス以外の活動をするために置くものである。各コーチのその知識経験を有する者とは、それを職業としている者、例えば、学校教職員、保育士、医師、保健士、看護師などが挙げられる。専門的な経験や知識を有していることから、各活動を主導的に補佐することを求めたい。

(ジュニア役員)

第13条 ジュニアに上級生の互選により次の役員(以下「ジュニア役員」という。)を置き、その定数、職務は次の各号のとおりとする。

- (1) キャプテン 1名 ジュニアを統括する。
- (2) 副キャプテン 1名 キャプテンを補佐し、キャプテンが不在の際はその職務を代行する。
- (3) 学年リーダー 1名 各学年を統括する。

2 ジュニア役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。また、ジュニア役員に欠員が生じた時は、これを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

(略)

## (会議)

第14条 本クラブの会議は定期総会、臨時総会、クラブ役員会及びジュニア役員会(以下「会議」という。)とし、その協議事項、開催回数は次の各号のとおりとし、招集者及び座長は代表が務める。但し、ジュニア役員会はキャプテンがその任にあたることができる。

- (1) 定期総会は、規約、クラブ役員、事業計画、予算、決算及びその他必要な事項を決定するため、年1回開催する。
  - (2) 臨時総会は、定期総会と同様の事項で緊急を要する場合に随時開催することができる。
  - (3) クラブ役員会は、規約、事業計画及び予算執行の協議並びに第6条第4項(クラブ員の除名)、第8条第2項(相談役の選出)、第9条第4項(指導者の選考)、第12条第3項(コーチの承認)、同条第5項(臨時コーチの承認)、第16条(活動日及び活動場所)、及びその他クラブの運営に必要な事項を協議し、必要とする都度開催する。
  - (4) ジュニア役員会は、ジュニアの意思を確認する場合に随時開催する。
- 2 定期総会、臨時総会への出席は、ジュニアに代わり保護者が出席するものとし、1世帯1人の議決権とする。
- 3 会議は半数の者の出席をもって成立し、議決事項は出席者の2/3の賛成により決定する。

## (略)

## (クラブ費)

第15条 本クラブの収入はクラブ費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 クラブ費は、クラブ員1人年間5,000円とする。
- 3 クラブ費は途中加入、脱退に関係なく全額を、加入月内に一括納めるものとする。
- 4 クラブ費の会計年度は総会から次の総会までとする。

クラブ年会費はボール、スポ少登録、安全保険、連盟登録料は未登録の場合は徴収しないのみである。ボールは年間1人1ダースを見込んでいる。このため退部した場合の返金は不可能である。他の活動に要する費用は別途納めるものとする。第4項のクラブ会計年度は、「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。」から「総会から次の総会までとする。」に改める。これは、総会を3月中に開催し新年度活動を早くスタートさせるためである。

## (活動日及び活動場所)

第16条 本クラブの活動日及び活動場所は、ジュニアの健全な育成を考慮するなかで、クラブ役員会において定める。

ソフトテニスの活動は基本的に毎週日曜日、甲南グラウンドテニスコートで、冬場は近くの体育館で、それぞれ午前中に行う。また、必要に応じ別途行うことができる。その他の活動は、別に

計画する。尚、クラブでは日曜練習の他に下記のとおり練習を行うので希望者は申し込むこと。但し指定練習ではないので怪我等の場合の保険適用はない。一切自己責任であることを承知のうえご参加すること。水曜ナイター練習(水曜日 19:30～21:30 甲南コート)……ジュニア練習研修。土曜ナイター練習(土曜日 19:00～21:30 甲南コート)……中学生とのレベルアップ練習。

(保護者会)

第17条 本クラブの活動を支援するため、保護者会を置く。

2 保護者会規約については、保護者会において定める。

(略)

(委任)

第18条 この規約に定めのない事項の処理は、クラブ役員会に委任する。

この規約にない事項が生じた場合の処理は、役員会で処理できることを規定したものである。

附 則

この規約は平成 23 年 4 月 2 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第 15 条第 4 項の改正規定は平成 24 年 3 月 25 日から、第 6 条第 2 項第 3 号の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 9 条第 2 項及び第 3 項の改正は平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

附則

第7条第4項の但し書き、第11条第2項第2号及び第15条第2項の会費の改正は平成27年3月29日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

身延ジュニアソフトテニスクラブ加入登録用紙  
 (※継続加入者は変更点のみ記入してください。)

平成 年 月 日

身延ジュニアソフトテニスクラブ代表殿

申込者(保護者)氏名 印

身延ジュニアソフトテニスクラブ規約を理解し加入したいので申し込みます。

項目	ジュニア欄	指導者欄
(ふりがな)		
氏名		
性別	男・女	男・女
生年月日	H 年 月 日	S 年 月 日
学校名		*****
学年	年	*****
(ふりがな)		
保護者氏名		
住所		
固定電話番号		
携帯電話番号		
携帯メールアドレス		
その他報告事項 (持病など 裏面使用可)		

※注意・・申し込みにあたっては、別紙規約の内容をよく理解してから申し込んでください。

## 身延ジュニアソフトテニスクラブ保護者会規約

(設置及び名称)

第1条 身延ジュニアソフトテニスクラブ規約(以下「規約」という。)第17条の規定に基づき、身延ジュニアソフトテニスクラブ(以下「クラブ」という。)に、保護者を置く。

(名称)

第2条 保護者の名称は、身延ジュニアソフトテニスクラブ保護者会(以下「保護者会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 本保護者の事務所は、保護者会長の自宅に置く。

(目的)

第4条 本保護者は規約第4条の活動を支援するために必要な活動を行うことを目的とする。

(組織)

第5条 本保護者は規約第5条第1項(以下「ジュニア」という。)の保護者並びに規約第3条の目的及び同規約第4条の活動に賛同する個人、団体をもって組織する。

(役員、定数及び職務)

第6条 本保護者に次の役員を置き、その職務は概ね次のとおりとする。

- (1) 会長 1名 保護者を代表し会を総理する。また、クラブの活動の庶務を行う。
- (2) 副会長 1名 会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計 1名 保護者の会計を処理する。
- (4) 監事 1名 保護者会及びクラブの会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 保護者の会議は、第4条の目的のため必要とする都度開催し、招集者及び座長は保護者会長が務める。

第9条 この規約に定めのない事項の処理は、保護者役員会に委任する。

附 則

この規約は平成23年4月1日から適用する。

附 則

第6条第3項及び第4項の改正は平成25年3月25日から施行する。

(略)